

改正道路交通法の概要

令和5年4月1日施行分

1 特定自動運行に係る許可制度に関する規定の整備

自動運行装置を備えている自動車を運行する際は、その計画等を記載した申請書を都道府県公安委員会に提出して、許可を受けなければならない。

2 遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備

一定の基準を満たす低速・小型の自動配送ロボット等については、歩行者とみなし、歩行者と同様の交通ルールを適用し、通行する際は都道府県公安委員会に届出をしなければならない。

3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用努力義務 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。 ない。

他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。